

# 一般社団法人入間市シルバー人材センター公共施設管理 業務就業規程

## 第1条（趣 旨）

この規程は、一般社団法人入間市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員就業規約に基づき、公共施設管理業務の就業の時間、日数、就業期間、年齢制限等に関し、必要な事項を定めるものである。

## 第2条（就業の条件）

会員の就業に当たっては、就業する会員の合意を得て、決定するものとする。

## 第3条（就業の時間および日数）

公共施設管理業務に継続して就業する会員（以下「継続就業会員」という。）の就業時間および日数は、次のとおりとする。

- (1) 1週間の就業時間は、原則として20時間以内とする。
- (2) 1ヶ月の就業日数は、原則として10日以内とする。
- (3) 月別または季節的に変動のある職種については、年間就業日は120日以内とするが、1ヶ月、10日を超えた就業もできる。

## 第4条（就業期間）

就業期間は、発注者との契約に基づき1年とする。

2. 発注者との契約更新が成立し、就業を継続する場合の、最長就業期間は就業開始日から起算し満5年とする。ただし、センターが、必要と認める継続就業会員については、就業の延長を要請することが出来る。

## 第5条（就業の年齢制限）

削除

2. 同条第1項の規定に関わらず、センターが必要と認める継続就業会員については、就業の延長を要請することが出来る。

## 第6条（継続就業会員の就業手続き）

継続就業会員の就業手続きは、以下のとおりとする。

- (1) 新規就業開始に当たっては、就業確認書を交付する。
- (2) 就業期間満了に当たっては、事前に就業期間終了通知書を交付し、就業期間終了を通知する。
- (3) 就業期間満了会員で、第4条、第5条の規定による継続就業が適当であると認めた場合は、当該会員に就業確認書を交付する。

## 附 則

- 1 この規程は、平成21年7月9日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 この規程の改廃は、理事会において決定する。
- 3 この規程は、平成24年度4月1日から施行する。